



原油価格  
物価高騰

## 事業者への後押し・支援あります!

群馬県は、「コロナ渦に加え、原油価格・物価高騰により業況が厳しい事業者を対象に、ウィズコロナに向けた前向きな取組を後押しする」ため、【新ぐんまチャレンジ支援金】の申請を8月1日から開始しました。

今号では、「新ぐんまチャレンジ支援金」のポイントを皆様にお知らせするとともに、その他の県・市区町村で行っている各種支援策の状況についてお知らせします。

### 「新ぐんまチャレンジ支援金」のポイント

#### 1 申請できる事業者は・・・

群馬県内に本店又は主たる事業所を置く中小企業者・小規模事業者及び個人事業者であって、次の(1)～(3)のいずれにも該当する事業者とされています。

##### (1) 原材料費や燃料費等の増加

令和4年4月と5月の原材料費や燃料費等の仕入又は経費等の合計額が、令和元年から3年までのいずれかの年の4月と5月の合計額と比べて10%以上増加している。

##### (2) 売上高の減少

令和4年4月と5月の売上の合計額が、令和元年から3年までのいずれかの年の4月と5月の合計額と比べて10%以上減少している。

##### (3) 前向きな取組

前向きな取組を実施している。

#### ☞ 《申請のポイント①》

##### ◎ 原材料費や燃料費等の増加率

- ・ 増加比率の計算は次の計算式により計算し、10%以上になれば申請ができます。

##### 【原材料費等の増加比率の計算式】

$$\frac{((R4.4\sim5\text{月の仕入等合計額}) - (R1\sim3\text{年のいずれかの年の}4\sim5\text{月の仕入等合計額}))}{(R1\sim3\text{年のいずれかの年の}4\sim5\text{月の仕入等合計額})} \times 100$$

- ・ 仕入や経費等の合計額の増加比率の計算に当たっては、1つの勘定科目だけでなく、複数の勘定科目の合計額で比較することもできます。

- ・ 仕入や経費等の合計額が 10%以上増加していなくても、**経費率増加特例**(令和 4 年 4 月と 5 月の経費率が令和元年から 3 年までのいずれかの年の 4 月と 5 月の経費率よりも 10%以上増加)に該当する場合は申請ができます。

※ 経費率とは、売上に対する経費の割合(経費÷売上で計算)をいいます。

◎ 売上高の減少率

- ・ 減少比率の計算は次の計算式により計算し、10%以上になれば申請ができます。

**【売上高の減少比率の計算式】**

$$1 - ((R4. 4\sim 5 \text{ 月の売上合計額}) \div (R1\sim 3 \text{ のいずれかの年の } 4\sim 5 \text{ 月の売上合計額})) \times 100$$

- ・ 売上高は、比較する令和元年から 3 年の事業概況説明書又は青色申告決算書等に記載された売上額の計算方法(消費税/値引処理)で比較します。

## 2 前向きな取組とは・・・

申請要件にある「前向きな取組」とは、次のいずれかの取組とされており、具体的な取組内容等が示されています。

- (1) 省エネ対応機器・設備の導入など、原油価格・物価高騰を踏まえた取組
- イ 省エネ対応機器等の導入など、燃料費や光熱費等の経費削減に繋がる。
  - ロ 製造方法や販売・提供方法等を変更し、効率化や経費削減に繋がる。
  - ハ その他、原油価格・物価高騰を踏まえた取組と認められる。

**【取組の具体例】**

製造現場の照明をLED化、経理事務のデジタル化により省力化、店舗の空調設備を省エネタイプに転換など

- (2) 新たな商品・サービスの開発や販売方法の転換などの新規性のある取組
- イ 新たな商品・サービスの開発・製造や、新たな販売・提供方法への転換など、売上増加に繋がる。
  - ロ 商品やサービスの製造方法や販売・提供方法等を変更し、効率化や売上増加に繋がる。
  - ハ その他、新規性があり効率化や売上増加につながる取組と認められる。

**【取組の具体例】**

飲食業者が新たにテイクアウト販売を開始、スマホ対応のECサイト構築、オンライン形式のサービスを導入など

- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて行う取組
- イ 各業界団体が策定したガイドライン等に明記されている。
  - ロ その他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組と認められる。

**【取組の具体例】**

キャッシュレス決済導入、非接触型体温検知器の導入など

## ☞ 《申請のポイント②》

### ◎ 前向きな取組

- ・ 中古品の購入で申請する場合は、価格の妥当性を示すために同等程度の品物について、2者以上の販売事業者から見積書を取得する必要があります。
- ・ 取組は申請期限（12/16）まで完了していなければなりません。  
※ 物品等購入の場合は納品日又は支払日、設備導入等の場合は完成日又は支払日のどちらか遅い日が完了時期となります。
- ・ 自動車等車両やパソコン等の汎用性のある物品等は、対象となる取組を行う上での必要性が認められ、かつ、取組の実施のためだけに使用する場合に認められます。

## 3 支給額は・・・

法人は40万円、個人事業者は20万円を上限に**実費相当額が支給**されます。

### 【支給額】

	取組額	支給額	
		個人事業者	法人事業者
①	0円～99,999円	申請不可（下限額以下）	申請不可（下限額以下）
②	100,000円～200,000円	取組額と同額が支給	
③	200,001円～400,000円	200,000円（上限額）	取組額と同額が支給
④	400,001円～		400,000円（上限額）

## ☞ 《申請のポイント③》

- ・ 1事業者1度のみでの支給で追加支給申請はできません。
- ・ 支給額の下限は法人：20万円、個人事業者：10万円とされています。

## 4 申請期間は・・・

申請の受付期間は、令和4年8月1日（月）～12月16日（金）とされています。

## ☞ 《申請のポイント④》

- ・ 申請期間中であっても予算の都合により、受付終了する場合があります。

## 5 申請方法は・・・

申請は、郵送又はWebで行うことができます。

また、「事後申請」と「事前申請」の2種類の区分で申請を行うことができます。

### 📌 《申請のポイント⑤》

- ・ 「事後申請」は、申請手続を1度で済ませたい方向けに「前向きな取組」を行った後に申請を行う手続きです。
- ・ 「事前申請」は、「前向きな取組」を行う前に支給対象となるか確認したい方向けの手続きです。

## 6 申請に必要な書類は・・・

申請に必要な書類は、次のとおりとされています。

- (1) 新ぐんまチャレンジ支援金申請書【様式1】
- (2) 誓約書【様式2】
- (3) 添付書類（原則、全ての書類を添付）
  - イ 確定申告書の写し及び申請に必要となる書類（令和元年～3年のいずれか）
  - ロ 令和4年4月・5月の仕入金額・経費及び売上が確認できる書類の写し
  - ハ 法令等が求める営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類の写し
  - ニ 本人確認書類（※法人の場合は代表者のもの）の写し
  - ホ 営業実態の確認できる写真
  - ヘ 振込先口座と口座名義が確認できる通帳等の写し
  - ト 取組の金額が分かる書類（領収書又はレシート（必須）＋請求書、納品書、見積書、注文書のいずれか1つ）
  - チ 取組の内容が明確に確認できるもの（購入した物品や導入した設備等の写真等）
- (4) 理由書（※中古品又は汎用性の高い物品を購入された方）

### 📌 《申請のポイント⑥》

- ・ 県等から上記の他に書類の提出を求められる場合があります。

## 2 その他の県・市区町村の支援策

群馬県以外の県や市区町村でも、コロナ渦に加え、原油価格・物価高騰により業況が厳しい事業者に対する支援策が行われています。

近隣の市区町村では、9/5 現在、太田市、前橋市及び足利市で原油価格等高騰により影響を受けている事業者への支援策の受付を既に開始しており、桐生市及びみどり市においても、事業者への支援策を予定しているとのことです。

これらの支援策は、各市・県により、支援対象、金額や申請要件等がそれぞれ異なりますので、担当者にご確認ください。

桐生市及びみどり市の支援策の概要は、新たな情報を確認次第、速やかに皆様にお知らせさせていただきます。



**ご不明な点がございましたら、遠慮なく担当者にお尋ねください!!**

